



26 教高第 210 号

平成 26 年 (2014 年) 7 月 25 日

長野県市長会長 様



長野県教育委員会教育長

長野県高等学校将来像検討委員会委員の推薦について (依頼)

長野県教育委員会では、社会情勢や産業構造が大きく変化する時代において、今後の望ましい高校教育の将来像について検討するため、別紙のとおり「長野県高等学校将来像検討委員会」を設置することとしました。

つきましては、下記のとおり、貴会から 1 名の検討委員会委員を御推薦いただきたくお願い申し上げます。

記

- 1 検討期間 平成 26 年 10 月～平成 27 年 12 月 概ね 9 回の会議開催予定
(平成 26 年度は概ね 4 回の開催予定)
- 2 検討内容 今後さらに続く少子化等の社会情勢の変化を踏まえ、望ましい高等学校教育のあり方について検討する。
- 3 御推薦の日程 平成 26 年 8 月 29 日 (金) までに御推薦いただき、お知らせいただければ幸いです。

長野県教育委員会事務局
高校教育課高校改革推進係
内堀繁利 (課長) 藤田伸二 (係長)
TEL 026-235-7452
FAX 026-235-7488
mail:koko-kaikaku@pref.nagano.lg.jp

長野県高等学校将来像検討委員会の設置について

高校教育課

1 設置目的

今後さらに続く少子化や社会の変化を踏まえ、望ましい高等学校教育のあり方について検討する。

2 現況

(1) 少子化

少子化がさらに進行し、中学校卒業予定者数は、平成 26 年の 21,313 人に対して平成 40 年は 16,615 人になる見込みであり、4,698 人（22.0%）の大幅な減少

(2) 社会の変化

社会の価値観の多様化に伴う高校教育へのニーズの多様化及びグローバル化、高度情報化等の社会情勢の大きな変化に伴う既存の枠組みを越えた産業構造の変化

3 検討内容（予定）

- (1) 「第 1 期長野県高等学校再編計画」後の高校教育の現状分析
- (2) 高校の将来像の基本理念・方針
- (3) 基本理念に基づいた提言

4 委員の構成（予定）

- (1) 学識経験者 2 名（大学関係者）
- (2) 地域関係 2 名（長野県市長会、長野県町村会）
- (3) 産業関係 2 名（経済団体、企業経営者）
- (4) 教育関係 5 名（中学校、高校、特別支援学校、私立中・高校、市町村教育委員会）
- (5) 公募 3 名（保護者関係等）

計 14 名

5 検討のスケジュール

- (1) 平成 26 年度秋～平成 27 年度にかけて開催予定
- (2) 専門高校（職業教育を主とする専門学科を設置する高校）に関する事項については、「長野県産業教育審議会」（平成 26 年 6 月～平成 27 年 5 月）の審議を先行し、その答申を本委員会に反映

長野県高等学校将来像検討委員会設置要綱

(設置)

第1 今後さらに続く少子化や社会の変化を踏まえ、望ましい高等学校のあり方について検討するために、長野県高等学校将来像検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2 委員会は、14名の委員で組織する。

2 委員は、教育委員会が任命する。

(任期)

第3 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

(委員長等)

第4 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、会議の議事を主宰する。

3 委員長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門調査員)

第6 専門の事項を調査するため、必要があるときは、委員会に専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、教育委員会が任命する。

3 専門調査員の任期は、当該専門の事項に関する調査を終了したときまでとする。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、教育委員会事務局高校教育課が担当する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。